

(案)

令和 2 年〇〇月〇〇日

深谷市長 小 島 進 様

深谷市国民健康保険運営協議会
会長 須 藤 邦 男

答申書

令和 2 年 8 月 2 0 日付、深保険発第 2 3 1 号により諮問のありました審議事項について、当協議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

1 審議事項

深谷市国民健康保険税の課税限度額の引き上げについて

2 審議結果

当協議会としては、令和 2 年度税制改正の趣旨に則り「深谷市国民健康保険税の課税限度額」について、次のとおり改定することが適当であると判断する。

(1) 深谷市国民健康保険税の課税限度額

区 分	現行	改定
医療給付費分	6 1 万円	6 3 万円
後期高齢者支援金等分	1 9 万円	1 9 万円
介護納付金分	1 6 万円	1 7 万円
合 計	9 6 万円	9 9 万円

(2) 実施時期は、令和 3 年 4 月 1 日とする。